

県債

地方団体が行う様々な事業に要する経費は、通常、県税、地方交付税等の一般財源や国庫支出金、使用料、手数料などの特定財源によって賄われています。しかし、大規模な建設事業や災害復旧事業など一時に多額の経費を要する事業は、通常これらの収入だけでは賄いきれません。このような場合には、外部から資金を調達（借金）し、年度を超えて返済せざるを得ないわけですが、これを地方債（県債）と呼んでいます。

▶**地方債のはたらき** 地方債には次のようなはたらきがあります。

- ① 財政負担の年度間調整を図ることができ、計画的な財政運営が可能になる。
- ② 世代間の負担の公平を図ることができるほか、受益者負担の機能がある。
- ③ その他、財源不足額の補てん等、応急的な財源補完の機能がある。

▶**地方債の制限** しかし、地方債は、一時的な財源調達手段としては便利なものですが、あくまでも借金であり、将来元金と利息を償還しなければなりません。つまり、住民負担を後年度に繰延べるにすぎないものでありますので、地方団体が安易に財源調達を地方債に求める場合には、将来の財政運営を危うくすることになりかねません。このため、地方債を起こすことができるのは、次の5つの経費に限られています。すなわち、

- ① 交通事業、水道事業等の公営企業に必要な経費
- ② 出資金及び貸付金
- ③ 災害復旧関係事業費
- ④ 文教施設、厚生施設、土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費
- ⑤ 地方債の借換 に要する経費です。

▶**地方債の資金** 地方債の資金を借入先別に分類すると政府資金、公庫資金、民間資金に大別されます。政府資金には、財政融資資金、公庫資金には公営企業金融公庫資金（平成20年10月からは地方公営企業等金融機構資金）があります。民間資金の主なものには、一般の市中銀行等から調達される銀行等引受資金があります。

▶**地方債の発行** 地方債を発行するには、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を予算で定め、議会の審議を経ることとなっているほか、総務大臣に協議を行わなければなりません。これは、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点からとられている措置です。

▶**本県の県債発行額の推移** 本県の県債発行額の推移は次表のとおりです。平成20年度の一般会計の県債発行予定額は1,430億3,200万円となっております。

県債発行額の推移

(単位：百万円、%)

区 分	16 年 度 (決算額)		17 年 度 (決算額)		18 年 度 (決算見込)		19 年 度 (決算見込)		20 年 度 (当初予算+ 19年度繰越)	
	発行額	対前年 度 比	発行額	対前年 度 比	発行額	対前年 度 比	発行額	対前年 度 比	発行額	対前年 度 比
一般会計	116,021	(Δ2.7) Δ3.7	106,820	Δ7.9	121,775	14.0	110,275	Δ9.4	143,032	29.7
特別会計	1,762	Δ26.2	521	Δ70.4	1,677	221.9	1,305	Δ22.2	7,734	492.6
企業会計	1,953	120.2	354	Δ81.9	335	Δ5.4	1,504	349.0	625	Δ58.4
計		(Δ2.3)								
	119,736	Δ3.3	107,695	Δ10.0	123,787	14.9	113,084	Δ8.6	151,391	33.9

※16年度の対前年度比中上段()書きは、N T T債 15年度1,246百万円を除いた比率

▶平成20年度の県債発行予定額の内訳

① 一般会計

- ・ 港湾、河川、海岸、空港整備等の一般公共事業 80 億 9,000 万円
- ・ 公営住宅建設事業 15 億 4,500 万円
- ・ 公園、道路や県有施設整備などの一般単独事業 339 億 7,200 万円
- ・ 地方一般財源の不足に対処するために発行される
臨時財政対策債 227 億 9,900 万円
- ・ 地方財源の不足に対処するための暫定処置としての
財源対策債 198 億 4,700 万円
- ・ 行政改革による財政の健全化や地域経済の活性化等による
地域の再生を図るために発行される行政改革等推進債 80 億 円
- ・ 職員の退職手当の財源の一部として発行される退職手当債 40 億 円

② 特別会計

- ・ 用地特別会計外5会計事業 77 億 3,400 万円

③ 企業会計

- ・ 病院、交通事業 6 億 2,500 万円